

市民協働指定委託事業「令和8年度長寿を共に祝う会市民企画運営業務委託」受託団体募集要領

市民協働指定委託事業「令和8年度長寿を共に祝う会市民企画運営業務（出張型）」の実施に伴う受託団体を下記の要領により募集します。

1 事業の目的

市内の高齢者（概ね60歳以上）を含む市民団体等（以下「市民団体」と言う。）が、日頃の活動を披露し、高齢者が共に長寿を祝い合う各事業を実施することで、広く高齢者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、高齢者が、社会参加や生きがいを見つけることで、自らの生活の向上に努める意欲を促し、もって老人福祉法の基本的理念が実現されることを目的としています。

2 委託の内容

次の事業の企画・制作、運営・管理等本事業に係わる一式。

受託者は、事業の目的に賛同し、参加を希望する市民団体と共に実行委員会を組織して、各事業を開催すること。

※詳細は別途送付の「令和8年度長寿を共に祝う会市民企画運営業務委託仕様書（案）」を参照

・出張型事業

主に高齢者を対象とする、市内の各施設等（老人福祉館、コミュニティセンター、老人クラブ、自治会、サロン、介護施設など）で開催される会へ20か所程度、訪問または動画の提供により、長寿を共に祝うイベントの企画・運営・調整など事業実施に必要な業務を行います。

3 事業の実施期間

契約締結日の翌日から令和9年3月中旬まで

4 応募資格

「多摩市協働委託事業契約・市民団体等登録名簿」に登録されている団体（契約時の登録でも可）で、高齢者の福祉及びこれに寄与する活動をしている団体であること

5 受付期間

令和8年4月1日（水）～4月15日（水）（午前8時30分～午後5時）

6 応募方法

(1) 受託団体の申し込み

令和8年4月15日（水）午後5時までに下記へご連絡ください。受託団体募集関係資料をお送りいたします。

連絡先：多摩市役所健康福祉部 高齢支援課高齢支援係

電話番号042-338-6923 ファクシミリ042-371-1200

※申込みが1団体のみだった場合、プレゼンテーション等は行わずに、受託団体として決定します。その場合は、申し込み団体に令和8年4月17日（金）までに連絡しますので、指定の期日までに企画提案書を提出してください。

(2) 企画提案書の提出

令和8年5月8日（金）午後5時までに高齢支援課窓口へ企画提案書等を1部提出してください。（郵送不可）

(3) プレゼンテーション

日 時：令和8年5月12日（火）午前10時より

場 所：市役所会議室

- ・プレゼンテーションは1団体あたり、20分以内（セッティングを含む）とします。その後、5分程度の審査員質疑があります。（応募状況等から時間を短縮する場合あり）
- ・機材を使用する場合は各団体が用意してください。
- ・プレゼンテーション当日は開始時間の10分前までに会場に集合してください。

7 選定方法

選定方法は、企画提案方法を採用します。高齢者関連団体の推薦により選出された方4名、市職員2名の計6名の審査員で構成された審査会が、提出された企画提案書等及びそれに基づくプレゼンテーション等の内容を審査・評価し、合計得点から受託候補者の順位を決定します。市は、その審査の結果から受託団体を決定し、選考の結果を応募団体へ通知します。前述のとおり、申し込み団体が1団体のみ場合は審査会については、開催しません。

8 審査基準

審査基準は以下のとおりです。詳細は受託団体選考要項を参照してください。

- (1) 実施団体について
- (2) 企画内容について
- (3) 実現性について
- (4) 安全性について
- (5) 市民協働について

9 スケジュール（予定）

4月15日（水）午後5時まで	受託団体の受付応募締切。受付後、市から応募者へ選考要領・仕様書（案）を送付します。 ※応募団体が1団体のみの場合、企画提案書の提出後、受託団体として決定。見積依頼書を送付します。
5月8日（金）午後5時まで	企画提案書等提出締切 <提出先>高齢支援課窓口
5月12日（火）午前10時～	プレゼンテーション <場所>市役所会議室 ※選考結果を市から応募団体へ電話等で連絡します。決定団体には、見積依頼書を送付します。
5月25日（月）	見積書提出締切 <提出先>高齢支援課窓口
5月29日（金）	契約締結（予定）
6月1日（月）～令和9年3月中旬	出張型事業の実施期間（予定）
11月30日（月）	10月末までの実施状況報告書を提出
令和9年3月31日（水）	11月～3月までの実施状況報告書及び会計報告書を提出

10 委託料と支払方法

(1) 委託料

- ・出張型事業 700,000円(上限)

(2) 委託料内訳には、以下の経費を含むものとします。

出張型事業実施に係る一般管理費、通信費、人件費、保険料、会場費など企画・運営・進行に係わる経費一式

(3) 支払方法

委託料の支払は原則として、実績額の確定払とします。

委託料は、各事業が終了し、実績報告を受けた後、請求日から30日以内に支払います。

ただし、前金払をしなければ、受託団体の事情により業務の遂行が困難であると認められる場合には、契約金額の40%を超えない範囲で業務の遂行に必要な金額を前金払することが可能です。前金払を希望する受託団体は、その事情等を記した理由書を見積書提出時に市へ提出してください。

(4) その他

事業の全部または一部について、天候不良や社会情勢等の他不可抗力により実施内容に変更があった場合は、市と受託団体双方協議のうえ、委託料を減額する場合があります。

11 その他

「令和8年度長寿を共に祝う会市民企画運営業務委託仕様書(案)」の内容は受託団体が決定した後、企画提案書等の内容などを踏まえ、市と受託決定団体が協議のうえ、その内容の一部を変更する場合があります。

12 問合せ・提出先

多摩市役所健康福祉部 高齢支援課 馬場崎、久保田

電話番号042-338-6923 ファクシミリ042-371-1200